



史料紹介

明応九年八月十二日遊佐順房・(姓未詳)直賢連  
署奉書

外岡 慎一郎

本史料は、奈良大学文学部史学科が古書肆より購入し、所蔵する古文書である。折紙、楮紙、法量は縦二七・二糎、横四四・六糎。以下に釈文を示す。

和州万歳郷

竹内駒屋跡事、

被仰付訖、早如

先々可被全知行之

由也、仍執達如件、

明応九

八月十二日 直賢(花押)

順房(花押)

隅田藏人殿

大和国の「万歳郷竹内駒屋跡」の領知を「隅田蔵人」に付与する内容である。簡略ながら解説を加えておきたい。

## 一 本史料について

本史料は近世隅田組十五家のひとつ花岡家に伝来した『花岡家文書』の一点として、すでに中田法壽編『高野山文書』第拾巻（一九三六年、高野山文書刊行会）、『和歌山県史』中世史料一（一九七五年、和歌山県）に収録されている。ともに、本史料を含む六点の中世文書を載せている（表1）。つまり本史料は既知の文書ということになるが、『和歌山県史』は、本史料を含む二点については、県史編さん室の調査はできなかつたので、中田法壽編『高野山文書』に拠つたと記している。詳細は未詳ながら、和歌山県史編さん室の調査以前に本史料が所有者の手元を離れていたのであれば、本稿は所在再確認報告ということになる。

ちなみに中田法壽は本史料に「畠山順房・遊佐直賢連署安堵状」と追う題名を付し、奉者としてみえる順房には「畠山右馬頭」、直賢には「遊佐勘解由左衛門尉」という傍注を加えている。しかし、順房は畠山政長・尚順父子に仕え

表1 花岡家文書（中世文書）目録

	年代 (和暦/西暦)	文書名	書出/書止	差出	受取
①	(寛正6年カ) 12月8日 (1465)	畠山政長書状	(書出) 就右衛門佐(畠山義就)天河出張之儀、 (書止) 委細猶遊佐兵庫助可申候也、謹言、	政長 (花押)	隅田肥前守入道
②	明応9年 8月12日 (1500)	本史料			
③	(年未詳) 2月15日	遊佐長清書状	(書出) 就共方御働必定、隅田肥前守被差下、 (書止) 尚別紙申候之条、令省略候、恐々謹言、	長清 (花押)	智庄殿院 神保式部丞(満包) 野辺掃部助
④	(年未詳) 2月15日	遊佐長清書状写	(書出) 就隅田肥前知行分之儀、書物別紙申候、 (書止) 頼存候外無他候、恐々謹言、	長清 (花押)	神保式部丞
⑤	(年未詳) 卯月26日	神保慶宗書状写	(書出) 御屋形様御還俗候由承候、 (書止) 万端期後音候、恐々謹言、	慶宗 (花押)	隅田蔵人
⑥	(年未詳) 6月14日	畠山植長感状	(全文) 去十七日、於五条河原合戦之時分射 尤神妙候也、謹言	植長 (花押)	隅田孫四郎(能継)

※文書題名は原則『和歌山県史』に拠つた。県史編さん室が原本確認できなかつたと記すのは①と②(本史料)である。①②の文書題名は中田法壽『高野山文書』に拠っているが、②については本稿に示した根拠により修正した。

紀伊守護代としての徴証がある遊佐順房（勘解由左衛門尉）であり、直賢は姓未詳ながら、もと直秋といい、在京奉行人から畠山尚順の奉行人となった人物であることが近年の研究により判明している。<sup>1)</sup>

本史料は、畠山尚順の意を遊佐順房・（姓未詳）直賢がうけて「隅田藏人」に授与した文書と理解できる。

充所の「隅田藏人」は、石清水八幡宮領紀伊国隅田莊（橋本市域）および同莊内に勧請された隅田八幡宮を拠点に成長した武家隅田氏の系譜をひく人物で、「隅田系図」（『隅田家文書』、前掲『高野山文書』）に載る能房と推認される。<sup>2)</sup>

次に「万歳郷竹内駒屋跡」である。万歳郷は摂関家領（のうち一乗院領）平田莊（大和高田市、旧当麻町域）の莊官万歳氏が莊内に形成した私領を淵源とする中世郷である。「竹内」を地名（苗字）と解すると、竹内街道に接する近世竹ノ内村（旧当麻町）に比定される。また、「跡」という語句は、人名に付された場合、闕所地あるいは遺跡（遺領、ないし家督継承者）を意味する。したがって、「竹内駒屋」と名乗る人物の「跡」と解するのが穏当である。

しかし、現状では「竹内駒屋」と名乗る人物について史

料上の所見を得ていない。ただ、興福寺の衆徒・国民のなかには「寶川下司」「兼殿庄屋」などのように、地名（苗字）と職掌を重ねた呼称で記録される武家がある（『大乘院寺社雑事記』など）。「竹内駒屋」もそのような武士と推定することも可能であるが、まずは「万歳郷竹内駒屋跡」については、中世万歳郷にかかわる人物、あるいは物件（所領・所職）を意味することを確認するととどめ、後考を俟ちたい。

## 二 本史料の時代環境

本史料を理解するために、明応九年（一五〇〇）前後の政治社会情勢について整理しておく。<sup>3)</sup>

明応の政変（明応二年・一四九三）で管領細川政元に將軍職を追われ、越中（畠山氏の守護領国）に逃れていた足利義尹（義材改名）が、明応八年（一四九九）に復権を期して上洛を試みた折、畠山尚順はこれを支えるため兵を挙げたが、これに大和の筒井、十市らが応じたため、政元の指示を受けた赤沢朝経が大和に侵入し、同年十二月以降、奈良と大和の主要地域（「国中」）が朝経の実効支配下に置

かれていた。

尚順はまた、父政長以来の抗争を畠山義豊（義就の子）との間で継続していた。明応六年（一四九七）十一月には、大和越智氏と結ぶ義豊と争うため紀伊から大和に入り、万歳に進出したところ、壺阪寺に籠っていた越智氏らは吉野に没落したという。

万歳に尚順が居た事実は本史料にとって重要である。尚順は明応八年、ついに河内で義豊を自害に追い込み、その子義英を没落させるが、その後も万歳郷を含む平田荘の領域を実効支配していたようで、平田荘年貢の上納、闕所地の返還について興福寺と交渉があったことが知られる。ここで尚順は、年貢納入は約したものの、闕所地の返還は拒んでいる。その理由としては、実効支配を前提に平田荘内の闕所地は尚順の裁量によって便宜尚順配下の武士に給与されていたことが推考されている<sup>4</sup>。穏当な理解である。そして、本史料にみえる「竹内駒屋跡」を万歳郷（平田荘内）に生まれた闕所地であると解すると、これも尚順が実施した闕所地処分の一環（配下の隅田能房への給与）と位置づけられることが可能になる。

明応九年八月末、尚順は紀伊から和泉に進軍して守護細

川元有を自害させ、河内に進んで高屋城の義英を攻めたが敗退。尚順は紀伊に没落する。激戦だったようで、菅田から紀伊までの十七〜十八里の間は死体が充満し、立錐の余地もない様相を呈したという<sup>5</sup>。

本史料は明応九年八月十二日付である。万歳郷「竹内駒屋」が紀伊から大和に入る交通上の要地という比定が正しければ、紀伊国隅田荘（大和国に隣接）を本拠とする隅田能房に尚順がこの地を委ねた意図もみえてくるのかもしれない。本史料を活用した今後の研究を期待したい。

## 注

- (1) 弓倉弘年『中世後期畿内近国守護の研究』（清文堂出版、二〇〇六年）参照。
- (2) 同系図の小書に「隅田藏人、岩倉城主、隅田荘和州萬歳郷所知」とある。
- (3) 『奈良県史』十一卷「大和武士」（朝倉弘著）に依拠している。
- (4) 『奈良県史』十一卷「大和武士」一六六頁。
- (5) 『後慈眼院殿（九条尚経）御記』（圖書寮叢刊『九条家歴世記録』二）明応九年九月十七日条。